

○岡山市児童福祉審議会条例

平成26年7月1日

市条例第104号

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条及び就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第25条の規定に基づく児童福祉及び幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関として，岡山市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は，次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 児童福祉法第8条第1項から第3項までに規定する事項
- (2) 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第29条に規定する事項
- (3) 認定こども園法第17条第3項，第21条第2項及び第22条第2項に規定する事項
- (4) その他児童福祉に関する事項として市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は，委員20人以内で組織する。

2 前項の規定にかかわらず，市長は，特別の事項を調査審議させるため必要があるときは，臨時の委員（以下「臨時委員」という。）を置くことができる。

(委員)

第4条 審議会の委員及び臨時委員は，次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (2) 学識経験のある者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は，3年とする。ただし，委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は，特別の事項に関する調査審議が終了したときは，解嘱されるものとする。

4 委員及び臨時委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第5条 審議会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 審議会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員及び臨時委員（当該会議の議事に係る臨時委員に限る。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門分科会)

第7条 審議会に、専門的な事項を調査審議するため、次に掲げる専門分科会を置く。

(1) 児童処遇専門分科会

(2) 里親専門分科会

2 審議会は、前項に定めるもののほか、特に専門的な事項の調査審議を行う必要がある場合は、専門分科会を置くことができる。

3 専門分科会に属する委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

4 専門分科会に、専門分科会長を置き、委員長が指名する。

5 専門分科会長は、その専門分科会の事務を総理する。

6 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめ専門分科会長が指名する委員がその職務を代理する。

7 審議会は、専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

8 前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長又は専門分科会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第9条 審議会の会議は、公開とする。ただし、委員長が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

2 専門分科会の会議は、非公開とする。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、議事運営に関して必要な事項は、審議会に諮って委員長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年8月1日から施行する。ただし、第2条第3号の規定は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する規定の施行の日前における第1条の規定の適用については、同条中「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第25条の規定」とあるのは「の規定」と、「及び幼保連携型認定こども園に関する」とあるのは「に関する」とする。

(準備行為)

3 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第9条の規定に基づいて同法の施行の日前においても行うことができる行為に関する事項については、第2条第3号の規定の施行の日前においても、この条例の規定の例により、審議会において調査審議を行うことができる。

(任期の特例)

4 この条例の施行の日以後、最初に委嘱される審議会の委員の任期は、第4条第2項の

規定にかかわらず，平成27年3月31日までとする。